

10 介護給付適正化の取組状況（令和4年度）

保険者名	★要介護認定の適正化					★ケアプランの点検							
	訪問調査件数			認定調査 完全直営 (全て100%)	委託調査の 事後点検	ケアプラン 点検実施 件数	実施方法 (※1)	点検実施者 ・直営(事務職) ・直営(専門職) ・外部委託等	厚労省 ケアプラン 点検支援 マニュアル を活用	国保連 介護給付適 正化システム を活用	府介護支援 専門員会 京都式カイド ラインを活用		
	新規認定の 訪問調査 件数	更新認定の 訪問調査 件数	変更認定の 訪問調査 件数										
1 京都市	○	24,232	50,941			○	○	264	事前・書面	直営(専門職)	○	○	○
2 福知山市	○	1,263	1,521	418		○	○	10	事前・訪問	直営(事務職)		○	○
3 舞鶴市	○	1,435	2,418	374		○	○	60	事前・書面	直営(専門職)	○		○
4 綾部市	○	692	1,305	214		○	○	12	事前・面談	外部委託等			○
5 宇治市	○	3,118	3,832	981		○	○	61	事前・訪問	・直営(事務職) ・直営(専門職)	○		○
6 宮津市	○	399	867	160	○	/	○	15	事前・書面	直営(事務職)			○
7 亀岡市	○	1,577	1,805	383		○	○	36	事前・訪問	・直営(専門職) ・外部委託	○		
8 城陽市	○	1,632	2,133	263		○	○	5	事前・訪問	直営(事務職)	○		
9 向日市	○	821	1,374	233		○							
10 長岡京市	○	1,187	2,103	339		○	○	11	事前・面談	直営(事務職)			○
11 八幡市	○	1,329	1,758	346		○	○	25	事前・書面	・直営(専門職) ・外部委託等	○	○	○
12 京田辺市	○	631	1,226	370		○	○	9	事前・訪問	直営(事務職) 直営(専門職)			○
13 京丹後市	○	1,060	1,949	405	○	/	○	9	事前・書面	直営(事務職)	○		○
14 南丹市	○	672	1,009	170		○	○	8	事前・面談	・外部委託等			○
15 木津川市	○	981	838	326		○	○	725	その他	直営(事務職) 外部委託 (包括支援センター)			
16 大山崎町	○	213	417	104		○	○	215	事前・書面 事前・訪問	直営(事務職)	○		○
17 久御山町	○	296	426	75		○	○	23	事前・書面	直営(事務職)			
18 井手町	○	146	231	68		○							
19 宇治田原町	○	98	197	27	○	/							
20 笠置町	○	35	74	15	○	/							
21 和束町	○	77	162	52		○							
22 精華町	○	371	784	185		○	○	3	事前・面談	直営(事務職)			○
23 南山城村	○	50	150	28	○	/							
24 京丹波町	○	252	409	88		○	○	33	事前・書面	直営(事務職)			○
25 伊根町	○	47	109	19		○							
26 与謝野町	○	430	746	130		○	○	3	事前・書面	・直営(事務職) ・直営(専門職)			○
計		26	/	/	5	21	19	/	/	/	/	/	/
実施率		100.00	/	/	19.23	100.00	73.08	/	/	/	/	/	/

※「委託調査の事後点検」における実施率は、認定調査完全直営(全て100%)の市町村を除いて計算している。

保険者名	★住宅改修・福祉用具													
	住宅改修の点検								福祉用具の点検					
	写真等による確認		利用者宅への訪問調査		リハビリテーション専門職の関与(※2)	<リハ職の所属> 例・市町村職員 ・地域リハセン ・医療機関・事業所等 ・その他(具体的に)	購入調査	調査実施件数	貸与調査	調査実施件数	リハビリテーション専門職の関与(※2)	<リハ職の所属> 例・市町村職員 ・地域リハセン ・医療機関・事業所等 ・その他(具体的に)		
	施工前	施工後	施工前	施工後										
1 京都市	○	○	6,961	6,961	11	0	ア	その他 (建築専門職)	○	7,827	○	22	ア	・府地域リハセン(コーディネーター)・ 市リハセン・三療法士会
2 福知山市	○	○	279	265	1	1	イ	市町村職員			○	1	イ	市町村職員
3 舞鶴市	○	○	389	389	15	15								
4 綾部市	○	○	134	134										
5 宇治市	○	○	943	943	0	0								
6 宮津市	○	○	94	94										
7 亀岡市	○	○	414	414			ア	市町村職員					ウ	市町村職員
8 城陽市	○	○	503	503										
9 向日市	○	○	301	301					○	261				
10 長岡京市	○	○	405	405	255	255	イ	市町村職員	○	204			イ	市町村職員
11 八幡市	○	○	363	363	5	6			○	1	○	2		
12 京田辺市	○	○	316	330			ア	市町村職員						
13 京丹後市	○	○	278	246					○	5	○	9		
14 南丹市	○	○	135	135					○	10	○	50		
15 木津川市	○	○	273	273										
16 大山崎町	○	○	60	60	1	0	イ	地域リハセン	○	69	○	21		
17 久御山町	○	○	75	75										
18 井手町	○	○	60	60										
19 宇治田原町	○	○	49	49										
20 笠置町	○	○	5	5	5	5	イ	医療機関	○	9	○	1	イ	医療機関
21 和束町	○	○	30	30					○	26				
22 精華町	○	○	151	151										
23 南山城村	○	○	23	23					○	35				
24 京丹波町	○	○	67	67			イ	医療機関・事業所等	○	5				
25 伊根町	○	○	15	15	1	0	ア・イ	市町村職員	○	11	○	4	イ・ウ	市町村職員
26 与謝野町	○	○	150	150	35	30	ア・イ	市町村職員	○	20	○	5	イ・ウ	市町村職員
計	26	26							13		9			
実施率	100.00	100.00							50.00		34.62			

保険者名	★医療情報との突合・縦覧点検															☆給付実績等の活用		
	医療情報との突合		縦覧点検													給付実績の活用 (医療情報との突合・縦覧点検を除く)	民間システム等の活用	活用方法
	突合実施件数		点検実施件数															
			①居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表	②重複請求縦覧チェック一覧表	③算定期間回数制限チェック一覧表	④単独請求明細書における準受付審査チェック一覧表	⑤要介護認定期間の半数を超える短期入所受給者一覧表	⑥入退所を繰り返す受給者縦覧一覧表	⑦居宅介護支援再請求等状況一覧表	⑧月途中要介護状態変更受給者一覧表	⑨軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表	⑩独自報酬算定事業所一覧表	合計 (帳票1～10)					
1 京都市	○	○	17,661	○	1,356	3,702	15,864	7,841	3,914	38,080	7,392	9,939	66,805	46	154,939	○	○	不正等の疑義のある事業所の給付実績を抽出し、内容の確認を行う
2 福知山市	○	○	691	○	31	168	632	316							1,147			
3 舞鶴市	○	○	761	○	30	50	584	589							1,253	○	○	ケアプラン点検や事業所実地指導時にトリトンモニターを活用
4 綾部市	○	○	653	○	21	188	711	276	218				751		2,165			
5 宇治市	○	○	2,137	○	112	268	2,143	1,045	720	4,513	870	935	21,637	45	32,288			
6 宮津市	○	○	204	○	5	86	177	180							448	○	○	給付実績データと認定データを突合し、ヒアリングシートにより介護支援専門員へ確認
7 亀岡市	○	○	976	○	69	43	814	456	277	2,152	41	309	3,931	0	8,092	○	○	トリトンモニターを事業所指導時に活用
8 城陽市	○	○	903	○	39	69	402	470					4,433		5,413			
9 向日市	○	○	505	○	40	72	603	315							1,030			
10 長岡京市	○	○	648	○	36	156	1,128	336		1,920	36	216	7,920		11,748			
11 八幡市	○	○	892	○	38	91	804	389				451			1,773			
12 京田辺市	○	○	569	○	28	61	254	243							586	○	○	
13 京丹後市	○	○	860	○	54	103	2,648	409					1,073		4,287			
14 南丹市	○	○	685	○	21	58	499	211	332	1,134	22	262	1,152		3,691	○	○	介護支援専門員にヒアリングシートを送付している
15 木津川市	○	○	769	○	45	71	998	238	12				58		1,422			
16 大山崎町	○	○	326	○	2	44	239	91	16	485	26	97	768	0	1,768			
17 久御山町	○	○	192	○	4	18	91	90	3	118	1	32	940	0	1,297	○	○	給付実績データと認定データを突合し、ヒアリングシートにより介護支援専門員へ確認
18 井手町	○	○	96	○	1	10	44	34	0	224	5	35	912	0	1,265	○	○	給付実績と認定調査等のデータを組み合わせ給付費の適正化をはかる
19 宇治田原町	○	○	142	○	16	4	88	16					761	0	885			
20 笠置町	○	○	18	○	0	0	5	5	3	6	0	3	33		73			
21 和束町	○	○	77	○	2	8	47	35							92			
22 精華町	○	○	308	○	6	32	182	132							352			
23 南山城村	○	○	29	○	4	5	2	26		8		7	23		75			
24 京丹波町	○	○	355	○	11	75	267	91	159				520		1,123	○	○	トリトンモニター(給付実績データと認定データを突合し、ケアプラン等の内容について確認を行う)
25 伊根町	○	○	19	○	0	14	3	18	1	26	0	7	72	0	141			
26 与謝野町	○	○	65	○	5	19	185	132	1	946	10	85	656		2,039			
計	26	26		26												9	9	
実施率	100.00	100.00		100.00												34.62	34.62	

保険者名	★介護給付費通知				適正化主要5事業実施状況	
	発送頻度	通知対象サービス(※3)	通知する上での工夫	実施事業数	実施率	
1 京都市	○	年1回	居宅	5	100.0%	
2 福知山市				4	80.0%	
3 舞鶴市				4	80.0%	
4 綾部市				4	80.0%	
5 宇治市				4	80.0%	
6 宮津市				4	80.0%	
7 亀岡市	○	年1回	居宅・施設・地密	5	100.0%	
8 城陽市				4	80.0%	
9 向日市				3	60.0%	
10 長岡京市				4	80.0%	
11 八幡市	○	年1回	居宅・施設・地密	5	100.0%	
12 京田辺市	○	年2回	居宅・施設・地密	5	100.0%	
13 京丹後市			封筒に支払や還付の通知ではない旨、印字している。	4	80.0%	
14 南丹市				4	80.0%	
15 木津川市				4	80.0%	
16 大山崎町	○	年1回	居宅	5	100.0%	
17 久御山町				4	80.0%	
18 井手町				3	60.0%	
19 宇治田原町				3	60.0%	
20 笠置町				3	60.0%	
21 和束町				3	60.0%	
22 精華町	○	年1回	居宅・施設・地密	5	100.0%	
23 南山城村				3	60.0%	
24 京丹波町				4	80.0%	
25 伊根町	○	年1回	居宅・施設・地密	4	80.0%	
26 与謝野町				4	80.0%	
計	7			平均	4.0	
実施率	28.92				80.0%	

(※1)
★ケアプランの点検実施方法

1. 事前にケアプランの提出を求め、役所(役場)で書面のみ実施。
→【事前・書面】
2. 事前にケアプランの提出を求め、後日、役所(役場)で面談により実施。
→【事前・面談】
3. 事前にケアプランの提出を求め、後日保険者が事業所を訪問して実施。
→【事前・訪問】
4. 保険者が事業所を訪問し当日、ケアプランの提出を求め、実施。
→【当日・訪問】

(※3)
★介護給付費通知通知対象サービス

1. 居宅サービスのみ→【居宅】
2. 施設サービスのみ→【施設】
3. 地域密着型サービスのみ→【地密】
4. 居宅サービス及び施設サービス→【居宅・施設】
5. 居宅サービス及び地域密着型サービス→【居宅・地密】
6. 施設サービス及び地域密着型サービス→【施設・地密】
7. 居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービス→【居宅・施設・地密】

(※2)
★住宅改修・福祉用具
★上記の該当している項目名を表記。

■住宅改修利用へのリハ職等の関与
住宅改修の利用に際して、建築専門職、リハビリテーション専門職等が適切に關与する仕組みを設けているか。

- ・(ア) 被保険者から抽出された住宅改修費支給申請書の市町村における審査の際に、建築専門職、リハビリテーション専門職等により点検を行う仕組みがある
- ・(イ) 住宅改修の実施前又は実施の際に、実際に改修を行う住宅をリハビリテーション専門職が訪問し、点検を行わせる仕組みがある

■福祉用具利用へのリハ職の関与
福祉用具の利用に際して、リハビリテーション専門職が關与する仕組みを設けているか。

- ・(ア) 地域ケア会議の構成員としてリハビリテーション専門職を任命し、会議の際に福祉用具貸与と計画も合わせて点検を行う
- ・(イ) 福祉用具専門相談員による福祉用具貸与と計画の作成の時に、リハビリテーション専門職が点検を行う仕組みがある
- ・(ウ) 貸与開始後、用具が適切に利用されているか否かをリハビリテーション専門職が点検する仕組みがある